

平成24年草加市議会12月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 88号議案 専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度草加市一般会計補正予算（第3号）〕
- 第 89号議案 平成24年度草加市一般会計補正予算（第4号）
- 第 90号議案 平成24年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 91号議案 平成24年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 92号議案 平成24年度草加都市計画事業新田駅西口地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 93号議案 平成24年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 94号議案 平成24年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 95号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 96号議案 草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 97号議案 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 98号議案 草加市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 99号議案 草加市が管理する市道の構造等の基準に関する条例の制定について
- 第100号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第101号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第102号議案 草加市市営住宅等整備基準条例の制定について
- 第103号議案 草加市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第104号議案 草加市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第105号議案 実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第106号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第107号議案 草加市立あおば学園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第108号議案 草加市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第109号議案 損害賠償の額を定めることについて

- 第 1 1 0 号議案 指定管理者の指定について
- 第 1 1 1 号議案 指定管理者の指定について
- 第 1 1 2 号議案 指定管理者の指定について
- 第 1 1 3 号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 第 1 1 4 号議案 市道路線の廃止について
- 第 1 1 5 号議案 市道路線の認定について
- 第 1 1 6 号議案 独立行政法人都市再生機構による公園整備の施行に関する同意について
- 第 1 1 7 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【報告】

- 第 2 7 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 8 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 9 号報告 専決処分の報告について

議案**第88号議案** 専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度草加市一般会計補正予算（第3号）〕

平成24年度草加市一般会計補正予算（第3号）

補正前の歳入・歳出予算額	71,848,586千円
歳入・歳出補正予算額	69,801千円
補正後の歳入・歳出予算額	71,918,387千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳出事業と歳入の特定財源を表したもの (千円)

款	補正額	主な内容	
13 国庫支出金	69,801	①衆議院議員選挙費委託金	69,801
合計	69,801		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	
2 総務費	69,801	①衆議院議員総選挙執行	69,801
合計	69,801		

第89号議案 平成24年度草加市一般会計補正予算（第4号）

平成24年度草加市一般会計補正予算（第4号）

	71,918,387千円
歳入・歳出補正予算額	649,246千円
補正後の歳入・歳出予算額	72,567,633千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
12 使用料及び手数料	109	①低炭素建築物新築等認定手数料	109
13 国庫支出金	269,679	②生活保護費等負担金	269,679
16 寄附金	45	③社会総務費寄附金	45
17 繰入金	379,413	・財政調整基金繰入金	379,413
合 計	649,246		

歳出 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 議会費	511	・人件費 [職員課]		511
2 総務費	8,240	・人件費 [職員課]		-36,595
		・本庁舎建物調査事業 [管財課]		4,000
		・第二庁舎建替事業 [管財課]		4,000
		・市民福祉葬祭事業 [市民課]		11,835
		・都市照明施設整備事業 [交通対策課]		25,000
3 民生費	573,906	・人件費 [職員課]		△ 142,211
		・障害者居住支援体系の整備事業 [障がい福祉課]	③	45
		・国民健康保険特別会計繰出金 [保険年金課]		334,980
		・介護サービス利用者負担額補助事業 [長寿・介護福祉課]		21,151
		・生活保護関係事業 [福祉課]		367
		・生活保護事業 [福祉課]	②	359,574
4 衛生費	67,823	・人件費 [職員課]		△ 17,443
		・予防接種事業 [健康づくり課]		85,266
5 労働費	△ 13,713	・人件費 [職員課]		△ 13,713
6 農林水産業費	△ 6,338	・人件費 [職員課]		△ 6,338
7 商工費	△ 14,872	・人件費 [職員課]		△ 14,872
8 土木費	△ 35,578	・人件費 [職員課]		163
		・建築確認関連事務事業 [財源振替]	①	0
		・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金 [地域整備課]		△ 10,380
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金 [地域整備課]		△ 13,172
		・公共下水道事業特別会計繰出金 [河川課]		△ 12,189
9 消防費	17,476	・人件費 [職員課]		17,476

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
10 教育費	51,791	・人件費 [職員課]		854
		・学校維持管理運営事業 (小学校) [総務企画課]		21,267
		・学校就学援助事業 (小学校) [学務課]		3,143
		・学校維持管理運営事業 (中学校) [総務企画課]		9,592
		・学校就学援助事業 (中学校) [学務課]		13,962
		・公民館等事業 [中央公民館]		1,124
		・公民館等事業 [柿木公民館]		98
		・公民館等事業 [谷塚西公民館]		566
		・公民館等事業 [新田西文化センター]		111
		・公民館等事業 [谷塚文化センター]		388
		・公民館等事業 [川柳文化センター]		686
合 計	649,246			

・継続費 追加 (新規設定)	第二庁舎建替事業 (基本設計・実施設計)			
	総額	62,000	千円	
	年割額	平成24年度	0	千円
		平成25年度	18,600	千円
		平成26年度	43,400	千円
・繰越明許費	本庁舎建物調査事業 (耐震診断・建物調査)	4,000	千円	
	第二庁舎建替事業 (地質調査)	4,000	千円	
・債務負担行為				
追加 (新規設定分)	社会福祉施設管理運営事業 (平成24年度～平成29年度) (高年者福祉センター ふれあいの里)	限度額	500,138	千円
追加 (新規設定分)	放課後児童健全育成事業 (平成24年度～平成29年度) (松原・花栗南・谷塚児童クラブ)	限度額	284,337	千円
追加 (新規設定分)	道路舗装改良事業 (平成24年度～平成25年度)	限度額	130,200	千円
追加 (新規設定分)	排水路整備事業 (平成24年度～平成25年度)	限度額	134,400	千円
追加 (新規設定分)	公園広場等整備事業 (平成24年度～平成26年度) (松原近隣公園)	限度額	2,393,000	千円
追加 (新規設定分)	英語教育・国際理解教育推進事業 (平成24年度～平成25年度)	限度額	40,601	千円
追加 (新規設定分)	学校給食推進事業 (中学校) (平成24年度～平成27年度) (谷塚、川柳中学校)	限度額	127,591	千円

第90号議案 平成24年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 8,144,305千円
 歳入・歳出補正予算額 -12,189千円

補正後の歳入・歳出予算額 8,132,116千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 繰入金	△ 12,189	・一般会計繰入金 △ 12,189
合 計	△ 12,189	

歳出 (千円)			
款	補正額	主な内容	特定財源
1 総務費	△ 12,189	・人件費[職員課]	△ 12,189
合 計	△ 12,189		

第91号議案 平成24年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 732,245千円
 歳入・歳出補正予算額 -10,380千円

補正後の歳入・歳出予算額 721,865千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 繰入金	△ 10,380	・一般会計繰入金 △ 10,380
合 計	△ 10,380	

歳出 (千円)			
款	補正額	主な内容	特定財源
1 総務費	△ 10,380	・人件費[職員課]	△ 10,380
合 計	△ 10,380		

第92号議案 平成24年度草加都市計画新田駅西口土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度草加都市計画事業新田駅西口土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 230,579千円
 歳入・歳出補正予算額 -13,172千円

補正後の歳入・歳出予算額 217,407千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
3 繰入金	△ 13,172	・一般会計繰入金 △ 13,172
合 計	△ 13,172	

歳出 (千円)			
款	補正額	主な内容	特定財源
1 総務費	△ 13,172	・人件費[職員課]	△ 13,172
合 計	△ 13,172		

第93号議案 平成24年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成24年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 26,516,769千円
 歳入・歳出補正予算額 334,980千円

補正後の歳入・歳出予算額 26,851,749千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
10 繰入金	334,980	・療養給付費助成金	334,980
合計	334,980		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 保険給付費	334,980	・保険給付事業（一般療養の給付）		249,571
		・保険給付事業（退職者等療養の給付）		45,615
		・保険給付事業（一般療養費）		26,701
		・保険給付事業（一般高額療養費）		13,093
合計	334,980			

第94号議案 平成24年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）

平成24年度草加市水道事業会計補正予算(第1号)

・債務負担行為 (新規設定分) (千円)

NO	事項(期間)	限度額
1	配水管整備事業（平成24年度～平成25年度）	15,100
2	施設改良事業（平成24年度～平成25年度）	98,400

第95号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）等が施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとなっていた、指定地域密着型サービスにかかわる人員、設備、運営施設基準等について、それぞれの地域の実情に基づいた内容を条例で定めることとなったことから、新たに条例を制定するものです。

2 内容

草加市の独自基準として新たに定める事項は次のとおりです。

(1) 運営規程

厚生労働省令で定められている「事業の目的及び運営の方針」等に加え、運営規程で定める内容として、個人情報の取扱い、地域との連携等及び入居一時金の取扱いを新たに加えます。

(2) サービス計画の作成

サービス計画に従った介護の実施状況及び目標達成状況の記録を行うこと等を新たに加えます。

- ① サービス実施状況の把握及び目標の達成状況についての評価を行い、必要に応じて計画変更する。
- ② サービス計画に従った実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(3) 勤務体制の確保等

厚生労働省令では、介護従事者の資質の向上を図るために研修の機会を確保するとしています。草加市では、より一層の資質向上を図るため、計画性を持って定期的な研修を義務付ける規定を新たに加えます。

(4) 非常災害対策

厚生労働省令では、定期的な避難訓練を義務付けています。草加市では、日中の訓練だけではなく、夜間を想定した訓練の実施について努力規定を設けるとともに、入居者への非常用食料等の確保についても努力規定として新たに加えます。

(5) 建物

厚生労働省令では定められていません。草加市では、入居者の安全・安心の確保が図られるよう、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とするよう、努力規定を新たに加えます。

(6) 居室の定員

厚生労働省令では、入所者へ介護サービスを提供する上で必要と認められる場合、居室の定員を2人とする事となっています。草加市では、入所者への居室料の負担を軽減するために、4人以下に緩和する規定を新たに加えます。

(7) 暴力団員等の排除

全てのサービスにおいて、法人の役員等が暴力団員、暴力団関係者でないことを新たに加えます。

(8) 書類の保存年限

厚生労働省令では、利用料に関する書類の保存年限は2年となっています。草加市では、金銭債権の消滅時効（介護報酬の返還請求権）が5年と地方自治法で定められていることを考慮し、保存年限を5年とする規定を新たに加えます。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。なお、(1)運営規程について、経過措置を6ヶ月間設けます。

第96号議案 草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）等が施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとなっていた、指定地域密着型介護予防サービスにかかわる人員、設備、運営施設基準、事業者の指定等について、それぞれの地域の実情に基づいた内容を条例で定めることとなったことから、新たに条例を制定するものです。

2 内容

草加市の独自基準として新たに定める事項は次のとおりです。

(1) 運営規程

厚生労働省令で定められている「事業の目的及び運営の方針」等に加え、運営規程で定める内容として、個人情報の取扱い、地域との連携等及び入居一時金の取扱いを新たに加えます。

(2) 勤務体制の確保等

厚生労働省令では、介護従事者の資質の向上を図るために研修の機会を確保するとしています。草加市では、より一層の資質向上を図るため、計画性を持って定期的な研修を義務付ける規定を新たに加えます。

(3) 非常災害対策

厚生労働省令では、定期的な避難訓練を義務付けています。草加市では、日中の訓練だけではなく、夜間を想定した訓練の実施について努力規定を設けるとともに、入居者への非常用食料等の確保についても努力規定として新たに加えます。

(4) 建物

厚生労働省令では定められていません。草加市では、入居者の安全・安心の確保が図られるよう、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とするよう、努力規定を新たに加えます。

(5) 暴力団員等の排除

全てのサービスにおいて、法人の役員等が暴力団員、暴力団関係者でないことを新たに加えます。

(6) 書類の保存年限

厚生労働省令では、利用料に関する書類の保存年限は2年となっています。草加市では、金銭債権の消滅時効（介護報酬の返還請求権）が5年と地方自治法で定められていることを考慮し、保存年限を5年とする規定を新たに加えます。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。なお、(1)運営規程について、経過措置を6ヶ月間設けます。

第97号議案 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）が施行され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるものです。

2 内容

これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定めていた一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について、市の条例で定めることとなったため、同法施行規則に定める基準と同様の内容を条例で定めるものです。なお、草加市リサイクルセンターの技術管理者が対象となります。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第98号議案 草加市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）が施行され、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、都市公園の設置基準等を定めるものです。

2 内容

(1) 都市公園の設置基準

① 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の基準

地域の特性に応じた個性ある街づくりを推進することを目的に策定している「草加市緑の基本計画」に定めている基準とします。

区 分	国の参酌基準	草加市基準
市の区域内	10 m ² /人以上	「草加市緑の基本計画」の基準 (3.7 m ² /人)
市街地内	5 m ² /人以上	「草加市緑の基本計画」の基準 (2.4 m ² /人)

② 都市公園の配置及び規模の基準

ア 街区公園

街区内に居住する者が容易に利用できるように配置し、敷地面積は0.25haを標準とします。

イ 近隣公園

近隣に居住する者が容易に利用できるように配置し、敷地面積は2haを標準とします。

ウ 地区公園

徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように配置し、4haを標準とします。

エ 総合公園・運動公園

容易に利用できるよう配置し、敷地面積は利用目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できる敷地面積とします。

オ その他の都市公園

施設目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮できるように配置するとともに、敷地面積を確保します。

(2) 公園施設の設置基準

休養施設、運動施設及び屋根付広場などの公園敷地内の建築物等の建ぺい率について、本来の公園機能に支障を生じることがないように、国が定める参酌基準と同様とします。

(3) 特定公園施設のバリアフリー化に関する構造基準等

国の定めた基準と県の定めた県条例による整備基準に基づき実施してきたことから、双方の基準を勘案し、高齢者や障害者の自立した日常生活や社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性や安全性がより向上するように規定するものです。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第99号議案 草加市が管理する市道の構造等の基準に関する条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）が施行され、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、道路構造令及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定められている道路の構造等の基準及び道路標識の寸法（案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法）について条例で定めるものです。また、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定められている道路移動等円滑化基準について、埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準に配慮して条例で定めるものです。

2 内容

(1) 道路構造令で定められた基準

国が定める参酌基準のとおり市道の構造基準を定めるものです。ただし、草加市の独自部分として、歩道の横断勾配の特例、すみ切りの特例、植樹帯の特例、及びその他の事情を有する場合の特例も定めるものです。

① 歩道の横断勾配の特例

道路構造令では、歩道の横断勾配は2.0%を標準としています。埼玉県福祉のまちづくり条例等の整備基準に適合させ、草加市では独自基準として、歩道の横断勾配は1.0%を標準とし、透水性舗装を適用しない場合及び曲線部等その他の理由がある場合は2.0%の勾配とするものです。

② すみ切りの基準の特例

道路構造令では、明確な基準がありません。草加市では、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の整備基準に基づき定めるものです。

③ 植樹帯の特例

当該道路の構造、交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案し、自転車及び歩行者の安全確保に支障がないと認められる場合には、必要に応じ、植樹帯の形状及び植樹帯の幅員を変更できる規定を設けるものです。

④ その他の事情を有する場合の特例

(2) 道路標識、区画線及び道路表示に関する命令

案内標識や警戒標識等といった補助標識の寸法については、国が定める参酌基準のとおりとします。

(3) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

道路移動等円滑化基準を定めるあたり、高齢者や障がい者等の道路の移動の利便性及び安全性の向上を目的とした埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準に配慮して、道路移動等円滑化基準を定めるものです。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第100号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）が施行され、下水道法が改正されたことに伴い、公共下水道の構造の技術上の基準を条例で定めるものです。

2 内容

草加市における公共下水道の普及率は90.8%となっており、新たに独自基準を設ける必要性が認められないことから、現行の下水道法施行令の基準に基づき定めるものです。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第101号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）が施行され、公営住宅法が改正されたことに伴い、市営住宅の入居収入基準について条例で定めるものです。

2 内容

市営住宅の入居基準である入居収入基準金額及び裁量階層の範囲について、国の定める参酌基準のとおり定めるものです。

(1) 入居収入基準金額

- ① 本来階層：月収158,000円以下
- ② 裁量階層：月収214,000円以下

(2) 裁量階層の範囲

60歳以上の高齢者、障がい者、小学校未満の子どもがいる子育て世帯等

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第102号議案 草加市市営住宅等整備基準条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）が施行され、公営住宅法が改正されたことに伴い、市営住宅等を整備する際の基準について条例で定めるものです。

2 内容

省エネルギー社会、高齢化社会を迎える中で、国の基準が市営住宅の品質として十分配慮されていることから、省令に定める参酌基準と同様の内容を条例で定めるものです。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第103号議案 草加市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）が施行され、河川法が改正されたことに伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造基準について条例で定めるものです。

2 内容

準用河川に係る河川管理施設等の構造基準を市町村が条例で定めることとなったため、国の基準を参酌し、草加市公共物管理条例で定めるものです。

また、準用河川及び公共下水道における雨水施設以外の市で管理している法定外公共物についても、下水道法施行令等を参酌し、独自の構造基準を定めます。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第104号議案 草加市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）が施行され、地方公営企業法が改正されたことに伴い、毎事業年度において発生した利益の処分、積立金の取崩し等について、必要な事項を条例で定めるとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 利益の処分及び積立金の取崩し

① 毎事業年度利益を生じた場合は、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益で欠損金をうめ、残額があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てることができ、残余の額を建設改良積立金としての積立又は翌事業年度に繰り越すことができます。

② 各積立金は、次に定める目的に限定し、積み立てるものとします。

ア 減債積立金・・・企業債の償還

イ 利益積立金・・・欠損金の補填

ウ 建設改良積立金・・・建設改良費の財源

(2) 条文の所要の整備

計画給水人口について、現在の給水人口が条例に記載された給水人口を超えたことから、改正を行うものです。

現 行	→	改 正 後
240,000人		255,000人

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第105号議案 実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方自治法の一部改正に伴い、実費弁償の支給の対象となる者を新たに追加するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、新たに本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致ができるようになったため、公聴会に参加した者及び参考人として出頭した者を実費弁償を支払う対象として新たに追加します。
- (2) その他条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日（当該法律の公布の日[平成24年9月5日]から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

第106号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

都市の低炭素化の促進に関する法律が制定されたことに伴い、新たな審査手数料を定めるものです。

2 内容

(1) 低炭素建築物の認定手数料

都市の二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の新築又は増築、改築、修繕、若しくは、模様替え、若しくは、建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備の設置、若しくは、建築物に設けた空気調和設備等の改修を講じた建築物等について、低炭素建築物として認定を行うための審査手数料を用途、面積等に応じて定めるものです。

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料算定例

- ・ 戸建住宅（適合証あり、確認申請済み） 5,000円
- ・ 共同住宅
- 一部低炭素住宅認定（適合証あり、全60戸中30戸申請） 52,000円

3 施行期日

公布の日から施行します。

第107号議案 草加市立あおば学園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

近年、あおば学園の利用希望者数が増加していることから、障がいを持つ児童の療育をより充実させるため、同学園の定員を見直すものです。

2 内容

あおば学園の定員を現行の30人から33人にします。

現行の定員	改正後の定員
30人	33人

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第108号議案 草加市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

シティパーキングアコスの利用促進及び草加駅周辺の地域経済の振興を図るため、駐車料金を改定するとともに、新たな定期駐車券の発行等を行うものです。

2 内容

(1) 駐車場料金の改定

	現 行	改 正 後
最大料金	5時間を超過したときは、 13時間まで1,500円	3時間を超過したときは、 24時間まで1,000円
基本料金	1時間300円 その後30分毎に150円を加算	1時間300円 その後30分毎に150円を加算

(2) 定期駐車券の発行

	現 行	改 正 後
定期駐車券	利用時間 午前0時から午後12時まで 1か月 25,000円	利用時間 午前0時から午後12時まで 1か月 25,000円
平日定期駐車券	利用時間 午前0時から午後12時まで 土曜日、日曜日及び休日を除く 1か月 12,000円	利用時間 午前0時から午後12時まで 土曜日、日曜日及び休日を除く 1か月 12,000円
夜間定期駐車券	利用時間 午後7時から翌日の午前10時まで 1か月 14,000円	廃 止
通勤定期駐車券		利用時間 午前6時から午後11時まで 1か月 18,000円
平日通勤定期駐車券		利用時間 午前6時から午後9時まで 土曜日、日曜日及び休日を除く 1か月 9,000円
短期定期駐車券		利用時間 午前0時から午後12時まで 7日 5,000円 連続発行2回まで

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

第109号議案 損害賠償の額を定めることについて

1 事故の概要

平成24年3月21日午前10時20分頃、廃棄物資源課の職員が粗大ごみ収集作業のため、公用車で市道30901号線を走行中、草加市氷川町2163番地1付近の丁字路に進入した際、左側道路から進入してきた自転車と接触し、自転車の運転者に対して頸椎捻挫等の負傷をさせるとともに、自転車を損傷したため、賠償するものです。

2 損害賠償の額

1,068,388円

第110号議案 ～ 第112号議案 指定管理者の指定について

	管理を行わせる施設	指定管理者	指定の期間
1	草加市立松原児童クラブ 草加市立花栗南児童クラブ 草加市立谷塚児童クラブ	草加市氷川町2151番地11赤羽ビル1階 特定非営利活動法人草加・元気っ子クラブ 代表理事 小池 奈津夫	平成25年4月1日 から 平成30年3月31日 (5年間)
2	草加市高年者福祉センターふれ あいの里	草加市柿木町1105番地2 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 理事長 田中 和明	
3	草加市障害者ケアホームひまわり の郷		

第113号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

1 目的

組合を組織する白岡町の市制施行及び一部事務組合の名称変更に伴う組合規約の変更について、議会の議決を求めるものです。

2 内容

現 行	改正後
白岡町	白岡市
蓮田市白岡町衛生組合	蓮田白岡衛生組合

3 施行期日

埼玉県知事の許可のあった日から施行し、平成24年10月1日から適用します。

第114号議案 市道路線の廃止について

次のとおり市道を廃止するものです。(合計 11路線)

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 排水路整備工事 | 市道10218号線ほか2路線 |
| (2) 一般交通の用に供しない | 市道10491号線ほか2路線 |
| (3) 寄附による路線延長 | 市道11568号線ほか1路線 |
| (4) 道路改良工事による路線延長 | 市道20668号線ほか1路線 |
| (5) 路線を短縮 | 市道30474号線 |

第115号議案 市道路線の認定について

次のとおり市道を認定するものです。（合計 55路線）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 排水路整備工事 | 市道10218号線ほか2路線 |
| (2) 寄附による路線延長 | 市道11568号線ほか1路線 |
| (3) 寄附 | 市道11583号線ほか43路線 |
| (4) 道路改良工事による路線延長 | 市道20668号線ほか1路線 |
| (5) 路線を短縮 | 市道30474号線 |
| (6) 道路新設改良工事 | 市道31674号線ほか1路線 |
| (7) 無償使用承諾 | 市道31676号線 |

第116号議案 独立行政法人都市再生機構による公園整備の施行に関する同意について

1 目的

松原近隣公園の整備を独立行政法人都市再生機構が草加市に代わって施行することに同意したため、独立行政法人都市再生機構法の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 内容

独立行政法人都市再生機構の直接施行制度を活用し、基本設計、実施設計及び用地取得等を行うとともに、公園整備工事を行うものです。

- (1) 名称 草加都市計画公園 3・3・02号 松原近隣公園
- (2) 位置 草加市松原三丁目地内
- (3) 面積 約2.0ha

◆直接施行制度とは？

独立行政法人都市再生機構（UR）が公共施設管理者の権限の一部を代行し、工事等を行うことを言います。工事完了後は地方公共団体へ権利の引継ぎが行われます。

<草加市のメリット>

- ①国庫補助金の確保 ②事務手続きの軽減 ③効率的な整備

第117号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員石井隆義氏は、平成25年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

報 告

第27号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成24年5月25日午後6時40分頃、普通乗用車が草加市中央二丁目155番11にある駐車場から市道40117号線に出る際、側溝に設置してあった鉄板が外れ、同車両の車体下部に接触しマフラーを損傷したものです。

2 損害賠償の額

110,796円

3 専決処分日

平成24年9月20日

第28号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成24年5月28日午前8時48分頃、廃棄物資源課の職員が公務のため公用車を停止しドアを開けた際、草加市西町1159番地13地先において、市道10291号線を走行していた自転車とドアが接触し、同自転車の運転者を負傷させたものです。

2 損害賠償の額

808,869円

3 専決処分日

平成24年11月8日

第29号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成24年5月25日午後零時25分頃、草加市立栄小学校の給食準備中、同小学校の児童同士がぶつかったため、児童が怒って転倒した片方の児童を足で踏み、同児童が負傷したものです。

2 損害賠償の額

63,945円

3 専決処分日

平成24年11月14日